

(別表) 補助対象事業等

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助事業の内容
人材確保 体制構築 支援事業	研修体制 の構築	1事業所当たり 10万円	訪問介護員等希望者の裾野を拡大し、経験年数の短い訪問介護員等でも安心して働き続けられるよう、訪問介護事業所等が行う訪問介護員等や介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費
	経験年数が 短い訪問介護員等への 同行支援	1事業所当たり、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 ただし、経験年数の短い訪問介護員等の1人当たりの同行支援の上限は、通算して30回までとする。 (1) 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援 1回につき 3,500円 (2) 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 30分以上の同行支援 1回につき 5,000円 (3) 中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援 1回につき 2,500円 (4) 中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合 30分以上の同行支援 1回につき 4,000円	訪問介護事業所等における経験年数の長い訪問介護員等の技術を着実に継承するため、当該訪問介護員等が、一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費
経営改善 支援事業	経営改善 の取組	1事業所当たり 40万円	経営基盤の強化や経営状況の改善、又は各種加算の新規取得等を目的として、訪問介護事業所等が専門家(コンサルタント事業者や社会保険労務士等)と委託契約を締結し指導等を受けるのに要する経費や事務作業を行うための臨時職員の雇用に要する経費
	登録ヘルパー等の常勤化の促進支援	常勤化する登録ヘルパー等1人につき 1月当たり 10万円(上限3か月まで)	訪問介護員等の雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等の常勤化を促進するために要する経費
	介護人材・利用者確保のための広報活動	1事業所当たり 30万円	訪問介護事業所等が介護人材や利用者確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材(リーフレット・チラシ等)の作成・印刷等の広報に要する経費